

厚岸町議会 第3回定例会

平成22年9月17日
午後0時59分開会

- 議長（南谷議員） 平成22年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、中川議員、7番、安達議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第74号 釧路市との定住自立圏形成協定の締結についてを再び議題といたします。
本件の審査は、議案審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。
委員長の報告を求めます。
1番、音喜多委員長。

- 音喜多委員長 議案審査特別委員会に付託されました、議案第74号 釧路市との定住自立圏形成協定の締結についての審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。
以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 議案第74号 釧路市との定住自立圏形成協定の締結について、お諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議があります。
討論ありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議がありますので、これより起立による採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第75号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
特老ホーム施設長。
- 特老施設長（桂川施設長） ただいま上程いただきました議案第75号の財産の取得についての提案理由をご説明いたします。
このたびの特殊入浴装置の購入は、現在、多床室側で使用しております寝たままで入浴する既存特浴装置の更新であります。
現在の装置は、購入後15年を経過し、近年は経年劣化により操作基盤等の故障が多く、さらには部品が製造されていないなど設備の更新時期に来ていることから、今後、修理を重ねても安全性の確保が難しいことから、安心・安全な入浴サービスの提供を図るため、特殊入浴装置一式を更新しようとするものであります。
このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会に議決を求めるものであります。
内容であります。1の財産の種類は物品でございます。
2の名称及び数量は、特殊入浴装置一式でございます。附属品といたしまして、電動ストレッチャー2台、担架2台であります。
3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による6社によります指名競争入札であります。
4の取得額は、金1,092万円であります。
5の契約の相手方は、住所、厚岸郡厚岸町白浜4丁目2番地、会社名、株式会社旭厚家具センターであります。
参考といたしまして、27ページには主な仕様と数量を記載しております。
特浴装置は、寝位入浴装置と電動ストレッチャー、さらに担架に区分されまして、寝位入浴装置はストレッチャー対応型リフト浴槽で、気泡発生装置つき並びに殺菌装置つき、さらに担架脱落防止機能、オーバーラン防止つきでございます。
電動ストレッチャーは、低床式の担架脱落防止機能、完全連結スライド式で、2台の購入であります。
担架は、担架脱落防止機能、二重安全解除レバーつきのリクライニング式で、2台の

購入であります。

次に、納入期日でございますが、平成22年11月30日でございます。

なお、議案の購入物品につきましては、別添の議案説明資料をご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 6社による競争入札ということでありまして、入札参加の会社名、それから、それぞれの入札額についてお示しいただきたいというふうに思います。

それから、今回のこの装置のメーカーは何という会社なんですか。

それから、今回、6社入札に参加されておりますけれども、それぞれ違うメーカーの装置を申し込んでの入札だったんですか。それもお知らせください。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 1点目の入札の業者であります。旭厚家具センターほかは、株式会社丸一タバタでございます。入札参加額は1,052万円。消費税抜きです。消費税入ったほうがよろしいでしょうか。消費税込みで1,104万6,000円でございます。3社目は、株式会社黒田商店でございます。1,107万7,500円でございます。4社目は、川端金物株式会社でございます。1,123万5,000円あります。5社目は、株式会社鹿野商会でございます。1,239万円でございます。最後は、株式会社丸平平田家具店でございますが、この会社は棄権されております。

それと、メーカーなんですが、これはミナト医科学の商品でございます。

そして、入札に際しましては、こちらの北海道につきましては、このミナト医科学株式会社と酒井医療株式会社と、2社ございまして、それぞれのメーカーの入札となっております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ミナトという会社と酒井という会社の装置を指定して、それによる入札というふうになっていると理解していいんですね。

それで、ミナトを選択した業者、それから酒井を選択した業者は、どういうふうになるんですか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 入札の際にはメーカー指定はしてございません。あくまでもその製品の同等以上ということで競っていただいております。

もう1点につきましては、ちょっと確認しなければ、どこのメーカーを使ったということは、資料としてございませんので、申しわけないんですがお答えできないんですが。ちょっと休憩して、調べて。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
特老施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 入札参加した業者がどこのメーカーを指定したかということにつきましては、基本的に、今申し上げましたが、この製品、それと同等以上ということで入札かけておりますので、そういう面では、入札の段階ではどこのメーカーで入札したということは出てきません。あくまでも入札価格で出てきますので、その面につきましては、同等以上ということですのでしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 これ、本会議で今、審議しているんですよ。それで、今、同等以上というようなお話でありますけれども、たまたまミナトというところが一番になっているということなんですけれど、どういう機種を持ち込むのかということも、同等以上と言いなながらも、入札に参加する場合には、その機種で参加する条件を満たしているという判断をきちんとしていかなければならないと思うんですよ。自動車で言えば、クラウンとセドリックと、三菱のデボネアだとかいろいろあるみたいですけど、昔の名前しか私わかりませんが、新しい車の名前わかんないんで。

ただ、そういう場合に、それぞれの会社が入札参加する場合には、それをクリアしていないと入札には参加できないと思うんですよ。何かわかんないけれど、その日、クリアしたものを持ってきましたということで、ただ参加をして、どこの会社だかわかんないけれども、大丈夫ですから入札させてくださいというようなことを認めることになるような今の答弁に聞こえるんですよ。事前にきちんと、私は調べた上で、これで大丈夫だということで入札を行っているのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことをきちんと示していただかなければ、これは審議できませんよ。本会議で今、審議をしているわけですから。

それで、本当に競争原理がきちんと働いて、その上で入札が行われたのかどうなのか。今のような答弁では、私は、この審議をこれ以上進めることはできないというふうに考えます。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 私のちょっと言葉足らずでしたが、議案の説明資料に添付してありますが、基本的には入札に参加していただく業者には、仕様書をこちらから、例えばこの載っている写真の浴槽タイプ、そのものの、いろいろとついている付属品をつけまして、そしてこれの同等以上と。それぞれにそういう形で仕様書を渡して入札していただいておりますので、そのあたりでご理解を賜りたいと思いますが。

●谷口議員 そんな答弁ではだめだって。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時16分休憩

午後 1 時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 説明が大変下手で申しわけありません。

基本的に、入札につきましては、寸法だとか、あるいは特記事項として仕様を出します。そして、業者にしてみれば、どういうものなのかとはっきりしませんので、そういう意味で、ここに載っているのはミナト式のオーシャンS B何ぼですよと、その同等以上ということで発注しております。そして、入札が終わりまして、その後に、その物が間違いがないかどうか、その製品の検証をして実際には発注するということしております。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時22分休憩

午後 1 時25分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 貴重な時間を申しわけありません。

基本的に、もう一度説明させていただきますが、企画だとか仕様書、並びにこの製品の同等以上ということで、仕様書を各参加業者に示しまして、そして入札をしております。

入札につきましては、その入札価格だけが出てきますので、その段階でどこのメーカーかはわからない状況ではありますが、最低入札の会社とは、その入れた札の製品がきちつと仕様書どおりに、それ以上になっているかどうかを確認して、それで発注ということにしております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私自身、今の説明で納得できるわけではないんですよ。

それで、今までそのように行われてきたという説明がございましたけれど、やはり入札するに当たって、今、仕様だけを提起して、それに基づいて、どこの何々という品名等はないんだという説明ですけど、例えば今回、6社で入札されておりますけれど、その会社がどういう選択をしているのかというのを、結果的にこれでは全然わかりませんよね。例えば同じ会社が全部、同じところから見積もりをとったと。ところが、メーカーのほうは、同じところから来たから、本当はこうなんだけれど、いろんなつき合いがあるから、この会社にぜひ納入できる道をつけてほしいというようなことがあって、それが裏工作されて、こういう会社に導かれていくというような、非常に危険性もはらんでいると思うんですよ。

ですから、やはりそのメーカーが、例えば同じメーカーが2社選択していた場合はどうなんだとか、そういう検証ができる仕組みをきちんとつくった上で入札をしていくべきではないのかというふうに考えますけれど、そうすると入札を担当している担当課になるのかもしれませんが、そのあたりはどう考えているか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） こういう備品の購入に当たりましては、先ほど車の例をとられてご質問がありましたけれども、例えば、わかりやすくするために車の例をとりますが、排気量、車の駆動、それから、例えばハンドル、パワーステアリングだとかパワーウィンドーだとかいうことをオーダーする、我々は仕様書として、こういう企画のこういう機能を備えつけたものを提示をさせていただいて、札を入れてくれる業者さんに、それを参考にして入札をしていただくというお願いをします。その裏がどうだとかこうだとかと我々が関与すべきものでもありませんし、そういうことは考えておりません。メーカーがどういうふうに卸されて、卸された金額で、卸された業者さんはどれだけそのうちから利益をとるのか、引かれるのかということは、これは我々がこうしなさい、あしなさいという性格のものではないということをご理解をいただけたらと思います。

この場合は、そういう標準的な仕様書を、入札の願いが上がってきている取り扱いが可能な町内業者の皆さんにお示しをさせていただいて、その結果、札を入れていただいたと。最終的に一番安い札を入れていただいたのがこの会社であるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

- 堀議員 仕様書の関係だったんですけれども、まず、どういう仕様書を出したのかというものが一つあります。これと同等以上と言いましたけれども、そもそも、それじゃあこれらの製品というものが、どれだけのランクのものが、どれだけのものがあるのかというものがわからない中で、ただ同等以上、これ以上と言われても、なかなかわからないところなんですよね。

次に、入札の仕方なんですけれども、機種を選定しないで同等以上とした場合、まず札を入れる前に、その会社がどの製品でその金額を入れようとするのかというもので、まずその機種を出してもらわなければならないと思うんですよ。それを受けて、まずその機種が同等以上のものかどうなのかを判断した上で入札に参加できるようにというものをしなければならない。だからこういう問題が出てくるんですよ。札を入れてから、それがいや、同等以上のものなのかどうなのか、札を入れた段階ではわからないというのであれば、もしかしたら、そして、資料についているものだってこれじゃないという話でしょう。今ここに、資料についているものと同じものが製品として入らないかもしれないということですから、それであれば全然、議案として成り立たないんじゃないかと。契約の方法としてはやはり、札を入れるときに、会社から、私たちの会社はこの仕様の製品を入れますというものを受けた中で、その審査を事前に行った上でその札が適切かどうかを判断しなければ、入札の段階で適切かどうかの判断ができないのに落札決定という行為ができないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

- 議長（南谷議員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） ちょっと、解釈というか、誤解されてとられていると思います。

今回、この入札の結果、先ほど言いましたように、仕様書に合致した形で札を入れてもらいました。入れてもらった結果、75号説明資料で写真つきのこのものを導入していただくということで、これと違うものを納入していただくということではありません。これです。これを納入してもらいます。これは、札を入れてもらう際に、仕様書で示したものと合致しているという確認の上ですから。そういうことで議会にお諮りをしていると、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） 2番、堀議員。

- 堀議員 そうじゃなくて、だから入札をする段階で合致しているかどうかというものを審査しなければならないんじゃないかなったんですかというふうに言ってる、札を入れる前に。機種を選定して、この機械を入れてくださいよというふうに指定してやるのであればいいんですけれども、同等以上のものってほかにもないかにもあるようなもので、例えば海外からでも引っ張ってくるようなものであれば、当然に原課のほうでもわからない商品とかだっているわけなんです。そういうおそれだっているから、当然、まず札を入れる前には、私たちの会社はこの機種を入れますというものを受けた上で、それは同等以上ですねと、私の仕様合っているから入札に参加してくださいというふうにならな

ければいけないのです。事前にこの機種以上のもので入札をしてくださいというのはいいんです。ただ、実際に入札が始まる前には、自分たちの札を入れる金額というものはこの商品のものですよというものがわからなければいけないというふうに私は言ってるんですよ。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 納入される業者は、そのことはわかっていると思います。我々は、何をしなきゃならないかという、仕様に合致した製品が納入されるかどうかであります。それは、入札の結果、契約を交わして、契約を交わした物品が我々の仕様に合致したものであるかどうかということを検査をさせていただいて、その上で契約がきちっと履行されているかどうかということを確認すべきものだと、そのように考えます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 事後検査であれば、当然に今回やったものに対して無効というものが生じるおそれがあります。落札だというのは、この場合は契約すべきものとしませうというような文言になるとは思うんですけども、そういう行為をやった段階で、後から仕様を見て、いやいや、この会社のやつは、実はこの部分が仕様から外れてましたといったら、全部が無効になってしまうという話になりませんか。そういうものをなくするために、入札の段階でやはりやるべきだというふうに私は言ってるんですけども。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 札を入れていただいている会社は、私どもが示した仕様に対応できると。そのことをもって、じゃあ、それを幾らで納めることができるかということと比較するわけですよ、入札では。その結果、納められたものが、どういうものがあるかと。我々がきちっとオーダーを出したものをやれるかどうかということは、これは必ずきちんと検査をして、受けられないものについては受けられませんと。検査をやるわけですから。それは、物品購入にかかわらず、土木工事でも同じような手法がとられております。

●堀議員 議長、申しわけありません。資料の精査を請求したいんですけども、よろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） どんな資料ですか。

●堀議員 この仕様書ですね。

●議長（南谷議員） 理事者側、どうですか。仕様書を資料請求があるんですけど。

●堀議員 あと、同等以上にしたという根拠とですね。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時53分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

2 番さん、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

5 番、中川議員。

●中川議員 ここにあります契約方法なんですよね。先ほど施設長の説明ですと、6 社の指名競争入札があったということですよ。それで、これが選んだ基準というんですか、言っている意味わかりますね。指名願いがかなり出ていると思うんですけども、この中で、これらに指名した基準を聞かせてください。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（桂川施設長） 建設課のほうで保管しておりますが、入札の指名願いと出ているのが出ております。そういう中から、こういう器械を扱えるという業者を設定して選んだということになります。

●議長（南谷議員） 5 番、中川議員。

●中川議員 それは、建設のほうの指名競争というのかな、その願いでやったというんですけれども、それで、先ほど施設長のあれですと、靴屋さんも入っているんですよ。我々素人が見るのにはですよ。そうしたら、これ意外にやれる業者があったんでないかなというような気するんですよ。したから、今ちょっと若干、どういうふうにして選考したのかなと思って、今ちょっと不思議に思ったものですから、それはわかりますよ。今、施設長のあれではわかるんだけど、その業者が、どうかなと、何かおかしいんじゃないかなというような気するんですよ。それだったらまだまだ、指名競争に入れる業者もあったんでないかなと思うんですけど、その辺ちょっと、もう 1 回。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 建設課になりますが、契約管財系のほうで、自分の会社なり商店は、どういう商品を扱って、これこれこういう物品について、あるいは品物について、こういう工事の内容について、私どもはやれますよということを書いた指名願いというものが出されます。その指名願いに書かれている内容を精査して、今回納入していただくとする入浴装置、これも扱ってますよという業者を選定させていただいたということで、今、靴屋さんという表現をされましたけれども、そこもこういう装置を扱うことができるということでございますので、その中から選定をさせていただいたという内容でございます。

●中川議員 わかりました。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第76号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第76号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

戸籍の電算化につきましては、戸籍法第118条の規定により、厚岸町が戸籍事務を電子情報処理組織として取り扱うことができるよう、法務大臣から指定される日を本年11月27日と予定し、現在、作業を進めているところでありますが、この法務大臣から指定された日以後は、電算化された戸籍に関する証明書の名称が変わることから、これら証明書の交付に係る事務の名称及び手数料を規定している厚岸町手数料条例の一部を改正しようとするものであります。

その改正の内容ですが、現在、戸籍に記載されている全員の証明については戸籍の謄

本と、個人の証明については戸籍の抄本と称していますが、電算化された戸籍の場合は、戸籍の謄本にあつては戸籍の全部事項証明書と、戸籍の抄本にあつては戸籍の一部事項証明書と名称が変わることから、厚岸町手数料条例に規定しているこれら戸籍事務の名称を改めようとするものであります。

恐れ入りますが、別に配付いたしております厚岸町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

このたび改めようとする部分は、別表中、第1項の戸籍及び住民基本台帳等に関するものの表において、手数料を徴収する事務を規定している第1号の「戸籍の謄抄本の交付」とあるのを「戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に、第2号の「除籍の謄抄本の交付」とあるのを「除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」にそれぞれ改めようとするものであります。

また、本表におけます第3号及び第4号の文言の改正であります。このたびの改正に合わせ、この改正に当たって参考といたしました地方公共団体の手数料の基準に関する政令に準じ、規定する事務の名称を改めようとするものであります。

議案書28ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、法務大臣の指定予定日であります平成22年11月27日から施行しようとするものです。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第65号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算、議案第66号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第67号 平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第68号 平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第69号 平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第70号 平成22

年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 6 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第65号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算から議案第69号 平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

議案書の 1 ページでございます。

平成22年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）。

平成22年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,304万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,171万4,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページまでお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 8 款10項、歳出では 7 款13項にわたって、それぞれ7,304万4,000円の増額補正でございます。

事項別により説明させていただきます。

9 ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目土木費国庫補助金、6 節防衛施設周辺整備事業補助金、3,439万9,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金について、歳出計上の32ページ、汐見川改修事業に1,113万4,000円、汐見川護岸改修事業に1,771万5,000円、奔渡川改修事業に555万円を充当するものであります。8 目教育費国庫補助金、2 節小学校費補助金、1,346万6,000円の増。厚岸小学校屋外運動場整備事業の財源として、安全・安心な学校づくり交付金1,346万6,000円が交付決定したことによる計上でございます。7 節防衛施設周辺整備事業補助金、3,290万円の減。安全・安心な学校づくり交付金が交付決定したことによる振りかえ財源の減でございます。

16款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金、139万8,000円の増。畜産経営維持緊急支援利子補給費補助金 1 万4,000円、農地制度実施円滑化事業補助金116万9,000円、口蹄疫緊急防疫対策事業補助金21万5,000円、それぞれ新規計上で、充当につきましては歳出でご説明いたします。2 節農業費交付金、20万6,000円の増。農業委員会交付金でございます。6 節水産業費交付金、970万円の増。北海道釧路総合振興局所管の地域づくり総合交付金の配分決定に伴う計上でございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、5 節統計調査費委託金、25万7,000円の増。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入、2 万1,000円の増。

2 項財産売払収入、2 目 1 節生産物売払収入、92万4,000円の増。餌料草類売り払い代

でございます。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金、123万2,000円の増。内訳は、札幌市、小野崎成子様、2,000円、栃木県下野市、宗石亨様、10万円、茨城県つくば市、内藤裕史様、3万円、本人の希望による匿名者、110万円でございます。4目衛生費寄附金、2節環境政策費寄附金、9万1,000円の増。内訳は、社団法人北海道環境保全協会釧路支部様、3万円、イオン北海道株式会社様、6万1,786円でございます。

19款1項基金繰入金、4目1節まちおこし基金繰入金、56万8,000円の増。まちおこし補助金2件の財源としての繰り入れでございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金317万9,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入、1,850万3,000円の増。主な内容は、いきいきふるさと推進事業助成金100万円、釧路産炭地域活性化事業費補助金300万円、北海道産炭地域振興センター補助金500万円、総合賠償補償保険（訴訟事務）105万円、同じく担保供託金1,000万円であります。充当先につきましては、歳出でご説明いたします。

22款1項町債、8目教育債、2節小学校債、2,200万円の増。厚岸小学校屋外運動場整備事業債の計上でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

13ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費、139万6,000円の増。国税庁が持つ所得税の確定申告情報は、市町村に用紙で提供されておりましたが、平成23年1月から電子データで提供されることから、そのデータを総合行政情報システムに取り込むための業務委託経費の計上でございます。5目交通安全防犯費、1万円の増。厚岸地区防犯協会補助金の増額計上でございます。10目企画費、56万8,000円の増。まちおこし補助金として、新たに厚岸せっけんの会が行う石けん普及推進事業11万2,000円、厚岸町ボランティア連絡協議会が行う厚岸町ふるさとかるた製作45万6,000円の追加計上でございます。12目車両管理費、470万1,000円の増。主に町長が乗車する3,000cc大型乗用車が、購入してから12年、走行距離21万5,000キロメートルを超え、最近、エンジンが急に停止する現象が発生。点検したところ、エンジン内部とミッションギアの摩耗が原因で、いつ走行不能な状況になってもおかしくないとの検査結果でありました。このミッションとエンジンは現在未製造で、取りかえ不能であることから、更新車両として、他用途に対応でき、環境にも配慮した2,400ccハイブリッドミニバン車の購入経費を計上するものがございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、25万8,000円の増。世界農林業センサス1万4,000円、国勢調査24万4,000円。道委託金を財源としての増額計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13万5,000円の増。保健福祉総合センターの渡り廊下開き戸が強風により破損、修繕料などの計上でございます。2目心身障害者福祉費、172万3,000円の増。平成21年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金であります。4目老人福祉費、20万8,000円の増。高齢者世帯の緊急通報装置3台分、20万6,000円の追加計上、介護保険特別会計への繰出金、2,000円の計上であります。8目社会福祉施設費、17万3,000円の増。集会所及び生活改善セン

ターの施設修繕とテレビ放送受信料であります。

2 項児童福祉費、4 目児童福祉施設費、124万2,000円の増。真竜保育所の屋外防犯灯の改修費19万2,000円、宮園保育所の配水管が地盤沈下によると考えられる破損があり、その改修費105万円の計上であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目健康づくり費、44万3,000円の増。釧路市が行う釧路管内小児救急医療支援事業の負担金14万9,000円の新規計上、乳がん、子宮がんの検診判定変更に伴うシステム修正経費29万4,000円の計上であります。

2 項環境政策費、1 目環境対策費、10万円の増。環境対策寄附金を財源として、環境保全基金への積み立てでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、113万4,000円の増。農業委員会費4万7,000円の減、農地制度実施円滑化118万1,000円。100%充当の道補助金を受けて、農地法改正に伴う農地基本台帳システム修正委託料などの新規計上であります。2 目農業振興費、2万3,000円の増。畜産経営維持緊急支援資金利子補給2万3,000円。新規計上であります。負債償還が困難な畜産経営体が借りる長期で低利な借りかえ資金に対して、道補助金を受けて町が利子補給するものであります。利子補給率は、道補助金分が0.12%分、町分が0.08%分で、国や農協の負担を除き、農家負担は最初の2年間は無利子で、3年目以降が1.60%となり、釧路太田農業協同組合の要望を受けての計上であります。25年の償還期間で町が利子補給する債務負担行為を第2条で追加計上しております。5 目農地費、43万1,000円の増。町営牧場消毒機材導入事業43万1,000円、新規計上であります。道補助金2分の1を受けて、町営牧場で牛体や家畜運搬車両の洗浄、消毒を行う動力噴霧器1台を導入する経費の計上であります。7 目農業施設費、26万3,000円の増。尾幌酪農ふれあい館の暖房ボイラーなどの修繕料の計上であります。8 目農業水道費、442万4,000円の減。別寒辺牛地区配水管布設がえ事業が道営農道工事の延長減に伴い、配水管の移設延長も減となり、減額となるものであります。

3 項水産業費、1 目水産業総務費、10万円の増。厚岸漁業協同組合が事業主体となる厚岸地区水産物消費拡大推進事業が北海道釧路総合振興局の地域づくり総合交付金を受けて行われますが、採択要件が町の財政的、人的支援が条件であることから、同行する町職員の旅費相当分を補助するものであります。2 目水産振興費、820万円の増。北海道釧路総合振興局の地域づくり総合交付金を受けて、厚岸漁業協同組合が実施する市場高度衛生管理システム導入事業として、ステンレス製専用運搬機30台などの整備に対して補助するものであります。3 目漁港管理費、7万4,000円の増。厚岸漁港の船舶給水施設の老朽破損部の修繕料の計上であります。5 目養殖事業費、269万1,000円の増。主にカキ種苗センター内で濃縮飼料などの保管に使用している平成11年度購入の大型冷蔵庫1台が温度制御が不能となり、更新経費として51万5,000円の計上であります。また、北海道釧路総合振興局の地域づくり総合交付金150万円、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金100万円を受けて、水産増養殖調査研究予算を計上するものであります。

6 款 1 項商工費、2 目商工振興費、500万1,000円の増。北海道産炭地域振興センター補助金500万円を受けて、ICTを活用した買い物難民救済の調査研究を行う経費を計上するものであります。

7款土木費、3項河川費、1目河川総務費、3,640万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金を厚岸小学校屋外運動場整備事業から財源振りかえし、汐見川改修事業を1,240万円増額し2,440万円へ、汐見川護岸改修事業を1,970万円増額し5,000万円へ、奔渡川改修事業を430万円増額し4,400万円とするものであります。

6項住宅費、2目住宅管理費、35万円の増。町営住宅修繕用の資材購入費の追加計上であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1,000万円の増。教育行政報告にありました、来る10月26日の損害賠償請求の判決により想定される町への担保供託金支払いに対応するための予算計上であります。なお、支払った全額が損害賠償補償保険の対象となるものであります。6目スクールバス管理費、105万円の増。8月23日開催の第2回臨時会で教育行政報告を行いましたスクールバス運転業務委託業者への損害賠償請求事件に補助参加するための着手金、弁護士料の計上であります。この経費についても、全額が総合賠償補償保険の対象となるものであります。

2項小学校費、2目学校管理費、財源内訳補正でございます。厚岸小学校屋外運動場整備事業に対して国の安全・安心な学校づくり交付金が交付決定されたことにより、交付金残の財源として可能な学校教育施設等整備事業債を充当し、既充当の特定防衛施設周辺整備調整交付金を先ほど説明いたしました河川費の事業へ振りかえする内容であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、33万8,000円の増。真竜中学校吹奏楽部が釧路地区吹奏楽コンクールで金賞を受賞し、釧路管内代表として北海道吹奏楽コンクール出場に対して、町文化振興条例に基づく助成予算の計上であります。2目生涯学習推進費。生涯学習講演会への講師派遣に伴う契約相手が、講師本人ではなく会社との契約となることによる計上科目がえであります。3目公民館運営費、6,000円の増。5目博物館運営費、1万8,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおりであります。6目情報館運営費、43万2,000円の増。情報館正面の外部自動ドアの開閉故障による修繕費の計上であります。

12款1項1目給与費、財源内訳補正でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正。

追加であります。

畜産経営維持緊急支援資金利子補給に関する債務負担。期間、平成23年度から平成47年度まで、限度額、354万9,000円であります。

下段に調書がございますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開きください。

学校教育施設等整備事業、限度額2,200万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄であります。平成21年度末現在高111億9,919万5,000円、平成22年度中起債見込額7億2,500万円、補正後の平成22年度末現在高見込額は109億3,891万3,000円となるものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時23分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 大変申しわけございません。補正予算書9ページの18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金の寄附者の紹介のところで、宗石亭様のご住所を、私は栃木県「しものし」と読み上げてしまいました。正しくは栃木県「しもつけし」でございますので、ご訂正願いたいと思います。

ご指摘、どうもありがとうございました。それと、皆様には訂正のお時間をいただきまして、本当に申しわけございません。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第66号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成22年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,246万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,352万8,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、歳出では2款2項にわたって、それぞれ1,246万7,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、2節過年度分、296万4,000円の増。精算に伴う増であります。

5款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分、1,000円の減。

11款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、950万4,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、財源内訳補正でございます。

8ページ。

8款2項保健事業費、1目保健衛生普及費、5万3,000円の増。健康保健機器の修繕料の計上でございます。

10ページ。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金、1,241万4,000円の増。前年度に交付された療養給付費等負担金などの精算返還金でございます。

以上で議案第66号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号でございます。

議案書の1ページでございます。

平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）。

平成22年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では5款5項、歳出では1款1項にわたり、それぞれ31万6,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、2節過年度分、1,000円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金、2節過年度分、6,000円の増。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金、2節過年度分、1,000円の減。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、18万7,000円の増でございます。

6款諸収入、1項雑入、2目1節返納金、12万5,000円の増。老人保健診療報酬返還分であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款1項医療諸費、1目医療給付費、財源内訳補正でございます。

8 ページ。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金、31万6,000円の増。医療費道負担金などの精算返還金でございます。

以上で議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）。

平成22年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,079万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8 億9,475万1,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4 款5 項、歳出では2 款2 項にわたり、それぞれ2,079万円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

4 款1 項支払基金交付金、1 目1 節介護給付費交付金、324万2,000円の増。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目1 節介護給付費負担金、12万円の増。

2 項道補助金、3 目1 節地域支援事業交付金、8 万8,000円の増。

それぞれ過年度分の精算交付であります。

7 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金、2,000円の増。

8 款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金、1,733万8,000円の増。平成21年度決算による繰越金の計上でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費、1,023万9,000円の増。基金積立金でございます。

8 ページ。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金、1,055万1,000円の増。介護給付費国庫負担金等の精算返還金でございます。

以上で議案第68号の説明を終わります。

続きまして、議案第69号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 回目）。

平成22年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,336万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では2款2項にわたって、それぞれ42万6,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、29万8,000円の増。

5款諸収入、3項3目1節雑入、12万8,000円の増。後期高齢者医療広域連合特例交付金の計上でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12万8,000円の増。後期高齢者医療一般、通信運搬費の増でございます。

8ページ。

2項1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、29万8,000円の増。後期高齢者医療広域連合への負担金の増でございます。

以上をもちまして、議案第65号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算から議案第69号 平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第70号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、北海道が平成22年度新型インフルエンザ患者受け入れ医療機関設備整備費補助金交付要綱に基づき、新型インフルエンザ発生時の医療体制の強化を図る目的で実施する事業のうち、町立病院で要望しておりました事業が採択され、内示を受けましたので、本議会で予算計上を図り、速やかに整備を図ろうとするものでございます。

予算書1ページをご覧ください。

第1条、総則であります。

平成22年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

主な建設改良事業であります。医療器械整備事業として216万円の増額であります。

第3条、収益的収入及び支出、並びに第4条、資本的収入及び支出につきましては、5ページの補正予算説明書により説明をいたしますので、5ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益、2項医業外収益、6目道補助金として25万4,000円を新たに計上するものです。これは、冒頭説明申し上げました平成22年度新型インフルエンザ患者受け入れ医療機関設備整備費補助金事業のうち、3条予算で受け入れるべき補助金の計上であります。

収益的支出であります。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費で25万4,000円の増額であります。収益で説明しました道補助金10分の10を充当し、新型インフルエンザ対応の個人防護具110セットを購入するものであります。医師、看護師などが治療の際に仕様しますキャップ、ガウン、アイガードつきマスクなど6点がセットとなった、感染の予防と拡大防止のために着用する消耗品であります。

続いて資本的収入です。

1款資本的収入、1項補助金、3目道補助金で216万円の計上であります。収益的収入と同様の補助金で、固定資産購入の補助金として4条予算で受け入れるものであります。

次に、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費で216万円を増額し、透析用監視装置執行見込み残から51万8,000円を振りかえ、補助金と合わせ、人工呼吸器1台、267万8,000円の整備を行おうとするものであります。この医療器械購入では216万円までの補助基準額で、それに対しては10分の10の補助金充当となり、それを超える51万8,000円につきましては、当初予算で計上済みの一般会計補助金の中で実施しようとするものでございます。

以上が補正予算計上の内容であります。

3ページをお開きください。

3ページは補正予算実施計画書、続く4ページは補正資金計画、6ページ、7ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

以上、議案第70号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本6件の審査方法についてお諮りいたします。

本6件の審査は、議長を除く15人の委員をもって構成する平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本6件の審査については、議長を除く15人の委員をもって構成する平成22年

度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 2 時37分休憩

午後 4 時44分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（南谷議員） 日程第 5、議案第65号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算、議案第66号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第67号 平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第68号 平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第69号 平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第70号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 6 件を再び一括議題といたします。

本 6 件の審査については、平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長から出されております。

委員長の報告を求めます。

9 番、菊池委員長。

●菊池委員長 平成22年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第65号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算外 5 件につきましては、昨日と本日の 2 日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時46分休憩

午後 4 時47分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

9 番、菊池委員長。

●菊池委員長 訂正いたします。

昨日と本日の 2 日間と申し上げましたが、本日でございます。

よろしくお願ひいたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第65号 平成22年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号 平成22年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号 平成22年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第68号 平成22年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第69号 平成22年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第70号 平成22年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長(南谷議員) 日程第6、発議案第2号 厚岸町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。

14番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対しての提案理由の説明をしたいと思います。

議員削減については、さまざまな理由が、個々おのおの複雑な気持ちで、たくさん理由があると思います。それは、削減がよいのか、削減をしないのがよいのかといういろいろな気持ちがあると思います。

私は、さまざまな理由の中の選択肢の中として、削減を選んだ理由を述べたいと思います。

さまざまな財政逼迫や人口減、また、将来の厚岸町のことを考えた上で、特に私たち議員は、町民の声を付託された議員であります。

今回、来年の選挙に向けて、通常であれば12月定例会において削減の方向性を見出し ておりましたが、本年度は町民の声が大きいとの理由の判断から、9月に定例会において早々に決定すべきものと考え、本定例会に提案をさせていただきました。

私たち議員は、一番に町民の声を大事にしていかなければならない。町民の幸せを考え、どうすべきことが町民生活に役立つのかを考えなければならぬと思っております。

定数削減にはいろいろな議論があります。今のままの数字でよいと理由もあり、削減

の数にもいろいろな意見もありますが、しかし、私、提案者、また賛同者ともに、今このときに、町民の声を大事にしていくべき、それが削減の道ということに相なりました。

提案をさせていただいた数に3人の減ということがありますが、これも、議員の中でもありました。町民の声の中にもありました。さまざまな議員数の数がありました。半分でいいのではないかという声もあり、4人の声もあり、5人の声もあり、6人という声もさまざまありました。意見の調整をするのに大変苦勞をしてきたわけではありますが、3人でいいという目盛りのついたようなはかり方は到底できるものではありませんが、3人の削減であれば、今の町政の中で議員が一人一人新たな気持ちを持って、町民の声を付託されたことについて、町政に反映していくことが精いっぱいではないかという理由から、減の委員数については3名という結果を出していきました。議員各位については苦渋の選択をされたというふうに思います。

議員いろいろな意見はあると思いますが、賢明なる理解をされ、賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、私のほうから、発議案第2号 厚岸町議会議員定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

●議長（南谷議員） 質疑ですよ。

●音喜多議員 ごめんなさい。

それでは、13名と今、決めましたと。今の提案の中で、多くの町民からというか、さまざまな町民という言葉を使っておりますが、それはどういう機会に町民から意見聴取したものでしょうか。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 私たち議員は、それぞれの町民の、たくさんの方々から多種多様に応援をいただいている議員一人一人でありますが、議員一人一人もおわかりのとおり、1人1票という選挙であります。その中で、町民全体から推していただいたということには決してなりません。議員一人一人がさまざまな角度から町民一人一人に理解をいただいて、その上で各議員が推されて町議会議員に立候補し、そして町民の付託を得て町議会議員としてなったわけでありまして。

さまざまな機会というのは、当然ながら、ふだんのおつき合いをしている講演会の皆様方が1番であり、2番目には、さまざまな席上に行つての意見を聞いたということであるというふうに思います。それ以上のことはないと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今、提案者のほうで、提案理由、主に三つおっしゃったのかなというふうに聞いておりました。一つは財政の問題、非常に町財政が逼迫しているということ、それから、二つ目は人口減ということ、それから、三つ目が町民の声というようなお話であったように聞いておりました。

財政の問題、それから人口が減少しているということについては、私も十分、この点については心を痛めておりますし、何とか打開の方向も、皆さんと一緒に考えていかなければならない問題であるということ取り組みをしつつも、残念ながらそれを打開できない、そういう状況にあるのが今の現状だというふうに考えております。それだからこそ、町議会の果たしていく役割というのは非常に大きいものがあるのではないのかなというふうに私は考えるわけであります。

そういう中で、多様な人材がこの議会の中で闊達な議論をしながら町政の発展、振興のために頑張っていかなければならないというふうに私は理解をして、今まで議員活動をしてきたつもりであります。そういう中で、やはり、議員を削減をしていくという声は、私もたびたび聞いております。しかしながら、削減をしろという内容がどのようなことなのかということなんですよね。ただ減らせば町の経費が浮く、そう考える人もおります。

しかし、そういう中で、全体的に議員個々がどう努力しているのかということが見えないことによる削減の意見もあるわけであります。そういう中で、我々が今まで、議会広報の発行を初め議会改革に積極的に取り組んで、今、議員協議会等で議会改革の議論を進めている真っ最中でもあります。そういう中で、やはり、そういうことを町民の中にきちんと知らせていくということも非常に大事な活動ではないのかなというふうに私は思っているわけであります。

今、国も地方も、結果的に議員削減が当たり前のようになってきております。国会議員まで減らせという話になっておりますから、このままいくと、私は議会不要論につながりかねない非常に危険なものを常にかけております。そういう中で、地方自治をきちんと守る、その一翼を担っている議会がきちんとした活動を進めるということに、非常に定数の削減が安易に行われることに対しては、私は非常に、先ほどの提案理由の説明からすると心配なものを感じるわけであります。その上で、今回の定数の削減は16人から13人に減ずると。3人減ずるというような内容であります。

議会は、一般的には、今までどうして偶数できていたかということであります。これは、議長を除いて採決をしたりする場合に、議会が常に奇数であれば、同数ということはないわけでありますよね。議長に非常に重い判断をゆだねるということ避けることから、偶数の議員数でくるというのが今までは当たり前の考えであったと思います。ですから、最近では、そういう奇数も定数にしている議会もありますけれど、ほとんどの議会は偶数の定数であるわけでありますけれども、この奇数にした内容についても、きちんと説明をしていただきたいというふうに私は考えます。

そういうことから考えますと、今回、財政の逼迫の問題、人口減の問題、そういうこ

とから、この議員数を削減することによる貢献は、どういうことが期待できるのか。それによって厚岸町がどういうことができるのか、具体的に示していただかなければならないと考えます。その上で、町民のどういう声があって議員を定数削減をすればいいというような意見になっているのか、その意見はどのような内容なのかを具体的に私に説明をしていただきたいというふうに考えます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 議員のおっしゃっていることは十分わかっております。多分、議論を重ねていく上で、同じ考えを必ず通っていく問題だというふうに、私も十分理解しているつもりであります。

まず、安易な削減ということでもありますけども、安易という言葉は、私は、提案の中では一度も言っておりません。それは、反対者の考え方によってのそういう思いでないのかなというふうに思います。私は、提案のときに苦渋の選択と申し上げて今回提案をさせていただいたというふうに申し上げました。

それから、町民にきちんと知らせていくことが大事だと。これはもう、もっともそのとおりであります。私たち提案者並びに賛同者の議員さんも、日ごろの議員活動の中で、町民に付託を得て議員になったわけでありますから、理解をされるよう町民に知らせていくということは何とものことであり、それは私たちの3年数カ月の活動の中で一生懸命、今期やってきたつもりであります。その中で、さらに町民の中からそういう削減の声が、私たち提案者、賛同者の議員には多くあったということで私たちは理解をし、削減に至ったということでもあります。

それから、16名から3名減にして、偶数、奇数ということで、偶数の議員の定数のあり方について意見がありました。私自身は、まだ2期目ではあります。がしかし、私もそれなりに調べてみました。何年何月何日ということは、今のところ資料はございませんので、その辺について詳しいことは申し上げられませんが、議決の中で、議員の賛成、反対が同数になって、結果的に議長が判断を得るといったことは、余り歴史的にはなかった。毎回、毎回の議決の中でそれが起こるのであれば、非常に危惧しなければならない問題だというふうに定数削減のときにも私たち提案者、賛同者の中にも意見はございました。がしかし、そういう、同数で議長に手を煩わせるような場面というものは数々少ないということでもあります。また、同数にならなかつたとしても、だれかが風邪を引き、病職で休んだと、そういった場合も、当然、議員の数を、賛成、反対、やりやすくしたとしても、同数になる場合も出てくるだろうという予想もあります。そういった部分で、偶数、奇数についての部分については、余り気にする必要はないのではないかという意見であります。

それから、財政の面、人口減の面、それから町民の声ということでおっしゃっていただきました。財政の面について具体的に申しますけども、議員もわかっているとおり、結果として、今の削減率でいくと、約、1期で3,800万円ほどの財源が生まれてくるというふうに計算をしました。そのことがどういうふうに生かされるということは、私たち削減した上で、毎年、毎年の、その削減された額を町長及び執行部に全額を任せて、よりよい町民のための使い勝

手を私たちは信用して全面的に預けている。その中で、財政の中で町長中心となり、町民のために使っていただけるものと確信をしている、そういう理由でありますので、財源の詳しい使い道、財源の方向性というものは、そういった部分で理解をしていただきたいと思います。

また、人口減という矛先でありますけれども、総務省の見方も、厚岸町の見方も、私たち議員も、町民も、これは、だれしも贈えていこうという傾向性はないものというふうに、暗い意味ではありますけれども、そういうふうに判断をしている。私たちは、議員として町民のためにあるのであれば、先々を見るという、そういった方向性を考えるべきというふうに理解しておりますので、そういった理由を上げさせていただきました。

また、町民の声が具体的にどうあったのかということについては、私は、大きな理由としては、財政面、人口面、人口減という大きな部分を挙げられてきたと。まさしく今、財政、人口減に対して、私が述べたとおりのことを町民が具体的に言ってきたということですので、その部分についてもご理解を願いたいと思います。

以上であります。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、提案者のほうから説明をいただきましたけれども、私は到底納得のいける内容ではないというふうに考えております。

議員の定数の削減は、これ、ただ議員定数削減だけでは済まないわけですよ。厚岸町議会も、以前は26名の時代から24名になったり20名になったりして、最終的に今、16名まで議員定数が削減をしてきているということで、一番大きな原因は何かといえば、やっぱり財政だと思うんですよ。人口減だとかそういうものも当然ありますけれども、それはそれとして、それにふさわしいことをきちっとみんなで議論すればいいというふうに思いますけれども、やはり財政が、地方交付税がぼっさり切られてしまって、非常に今、財政運営が厳しい状況にあるというところでは、やはり、何を削っていくのかということになると、当然、人件費等がそのやり玉に上がってくるということになってくると思います。そういう中で、さまざまな公務員の給与の問題、議員の報酬も含めて、給与の削減だとかそういうものを行いながら、結果的に公務員数を減らしたり議員定数を減らしたりしてきているのが今の現状ではないのかなということなんですよ。

それで、毎回こうやって議員定数を削減する場合の話は、いつも同じであります。結果的には、ここでとまるということはないんですよ。それで、このままいくと、そのうちに、厚岸に議会が必要なのかどうなのかという話にもなりかねないというふうに私は非常に危惧をいたします。

それで、今、九州の阿久根市だとか名古屋だとかで市長の問題、あるいは議員を解職する問題だとか、運動は行われておりますけれども、余りにも唐突な動きをすると、後で取り返しがつかないことになるということに、私は絶対してはいけないと。厚岸町の議員の皆さんは、そういう考えでこの定数削減を出したのではないというふうに理解をいたします。しかしながら、今の状況を考えると、やはり、そういうことに流されるようなことになっては絶対ならないし、そこに持っていかないように、個々の提出された

議員も、その辺は十分踏まえながら、そういうことは考えておられると思います。

そういうことで、私は、何としても、この厚岸町議会をもう少し活性化するには何をしなければならぬのか、そういう具体的な方針が示されていくのがこういう提案をする場合の筋道ではないのかなというふうに考えるんですよ。そのあたりが一向に示していただけないということに、私は非常に残念なものを感じるわけでありまして。そのあたりで、議会の活性化等に提案者がどういう構想を持っておられるのかをお伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 議員おっしゃるように、議員削減の方向性というのは財政が一番になるのではないかというのは、またそれは、個々おのおの議員の物の考え方というふうに、私は一語に尽きると思います。それはなぜかというと、生き方、育ち方、それから付託されている町民の相手方も、それぞれ応援していただいている方も、それぞれ違うわけですから、それは受けとめ方も、それ個々違うと思います。

私は、今回、提案者になってはいますがけれども、提案者並びに賛同者は同じ意見だということと、反対者はちょっと違うんじゃないかという意見の違いというふうに私は受けとめるわけです。反対は反対の意見を述べればたくさんあるし、賛成は賛成の意見でたくさんあると思います。非常にあいまいな答弁で申しわけありませんけれども、私は思うに、反対の理由は反対でたくさんあるし、賛成は賛成の理由でたくさんあるというような、非常に横暴な答弁かもしれません。がしかし、この部分については、非常に、議員一人一人、削減ありきということから始まっているのでは、第1条件としてはないということでもあります。提案理由の冒頭にも申しました。一人一人が、できればこの16人の人数を減らしたくないと。谷口議員の意見と全く同じであります。がしかし、いろいろなことを今述べられましたけれども、町民に対していろいろな活動をしてきました。お知らせもしてきました。がしかし、我々の知っている町民からはそういう声が大きかった。削減してほしいという声が大きかった。それでもって、本当に涙をのむ思いで苦渋の選択をしたということ、まずはご理解を願いたいというふうに思います。

その中で、提案者に対してということで質問がありました。どういう削減をした後に、どういう議会が活性化するか具体的に述べてくださいというふうにおっしゃいましたが、私は、谷口議員、私よりも相当先輩であります。逆に、先輩に私がお聞きしたいくらいです。というのは、いろいろな資料もございますけれども、何年からどうのこうのということは、今ここで申す、先輩方が私よりも多いものですから、何年からどうのこうのというふうには申し上げられませんけれども、谷口議員おっしゃったとおり、26人からのスタートで、私たちが提案すると、ちょうど13名、半分になってしまうわけですね。毎回、毎回の削減、その中で削減2名、2名、2名というふうにしてきた、そういった中で人数が減ってきた。その中で、では、先輩議員はどのような議員活動をされてきたのですかと。何か問題があったのでしょうかということ、私、議員になってまだ浅いものですから、逆にお聞きをしたいなというふうに思います。

議員削減をしてきた結果、このことが非常に欠落をした。この欠落部分が非常に痛手

を被っていると。この26人から最初24人にしたときに、こういう結果で、このものがだめだったんだ。こういうことで町民に迷惑かけたんだ。それが22人、20人、18人、そして16人になったときに、この部分が欠落して、この部分が町民に迷惑をかけたんだという事実、そして、はっきりといった結果が出ているのは、私自身、先輩、また町民から一言も聞いてこなかったというのが事実ではないのか。私たちはその部分で、決して心配、大きな懸念を持つと、大きな心配を持つということは、その上で私はなくなってしまったということであります。

それはなぜかという、人口減、また財政減ということで議員数が減られてきたかもしれないけれども、当時の議員から、活動から考えると、私は、このIT革命といってパソコン時代、そして情報のシステム化、そして情報の処理化、そして私たちが情報を得るということは、非常にスピードが速くなってきた。そのおかげで議員数が削減になってきたとしても、その部分を補ってきたのではないかなというふうにとらえております。

町長も副町長も、理事者側の人たちもおわかりのとおりだと思います。町民の声で、財政減、そして人口減の中で、さまざまな町民の声も聞かされ、町長も本当に、副町長も苦渋の選択をして、補充を余りしない、そして少人数で、いろいろな課がいろんな知恵を絞って、この町財政を乗り越えていこうじゃないかという、そういう気持ちも私たちは感じておるし、非常にそれが伝わってきて、切ない思いで、町職員が補充されない、また、一人一人の課の課長が非常に苦労して、昔よりも相当数な残業をして、残業手当も出ない。そういった中で努力をし続けている。それは、やはり今の情報網はとりやすい、IT革命ができてきた、その部分で多少は補われてきているのではないかなというのがそもそもの大きな理由ではないかというふうに私もとらえております。でなければ、町側の支援というのが、職員の削減をしたときに非常に町民にサービス面で迷惑をかけて、いろんな部分で町民から多くの不満の声が出ているのではないかと。がしかし、今のところ、そういう大きな不満の声はないというふうに私はとらえております。それは理事者側も、町長も副町長もそうだろうと思います。それは、一人一人、個々おのこの能力を発揮し、今まで以上に頑張っているものだというふうに理解しているからであります。私たち議員も、そういう考えを持って、これからも接していかなければならないというふうに思っておりますので、その辺を何とぞご理解していただけるようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 3回目ですから、何か、逆質問されたような答弁がありましたけれども、議会の場合は答弁者に質問する権利はないと思いますね。その辺は心得てほしいなというふうに思います。

そこで、私は、厚岸町の議会議員が、むやみに多ければいいというふうには考えておりません。それが適正なものであるのかどうなのかということについて、今回、このように唐突に議会に出されまして、唐突と言え、いや、15日に出しているんだというようなお話になるのかもしれませんが、議会はやっぱり町民のためであります。そして、議会が町内の多種多様な層からさまざまな方が出ていただいて、それが

この議会の中で闊達な議論を行いながら、町政の振興、発展に寄与していくという活動をしていかなければならないというふうに私は思います。

そこで、議員定数が削減されることによって、やはり弊害もないわけではないというふうに私は思います。やはり、各地域からそれぞれ議員がこの議場に出てくるといことも大事でありますし、あるいは各層の方々もそれぞれ出ていただくということがバランスよく、一様に、我々議員は選挙で選ばれることとなりますから、そういう中で、やはり定数を削減していくことによって、少数意見の切り捨てになる場合もありますよね。そういうことを考えると、やはり適正な議会構成とは何なんだと、どういうことなのかという議論を踏まえた上で議員定数を定めていくという立場に、私は立っていただきたいというふうに考えたんですが、その辺ではどういうふうに考えたのか。

今、提案者が、こういう時代でありますから、もう、さまざまな情報通信網、あるいは道路等の整備が進んできているというようなことから、一定の情報をきちんと把握することが以前よりスピーディーにできるような体制もつくられているというようなお話がございましたけれども、やはりまだまだ、こういう地方の場合は、それだけでは済まない問題もたくさん含まれているのではないのかなと私は考えるわけであります。

そういうことで、その辺、私は、多種多様な情報をどういう形で吸い上げていこうと今後考えているのか、もう一度お伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 逆に質問されたというふうにおっしゃいましたけれども、私は聞きたいくらいだというふうにとめたはずです。ですから、それに対して答えてほしいというふうに逆質問したということは、意図してないということをもまずご理解願いたいと思います。

それから、これはもう押し問答になってしまうと思うんですけども、はっきり言って、私の後援者、私の町民が応援してくださっている皆様方、質問している谷口議員の応援している方々、これは全くもって違うわけでありまして。がしかし、町議会議員になったのであれば、それは応援していただいたからとか、応援しなかったからとか、反対したからとか、そういう差別をなく、厚岸町議会議員として、厚岸町全域にわたっての町民の声を大事にし、そして厚岸町全域のさまざまな形態、そしてさまざまな町民の声を取り上げて、そして活動せねばならないということは、議員一人一人、全くもって当たり前の行動をとらねばならないというふうに自覚をしているものと私は思っております。がしかし、そこで、大事でもありますし、仕方ない部分もありますが、私の応援者と谷口さんの応援者は違うわけでありまして。そこに私が出かけて行って声を聞くということは、いかがなものかという部分もあります。そういったさまざまな、圏域を超えてならない部分もあるというふうに私は認識をして活動している部分であります。

何度も言うように思いますけれども、提案者、そして賛同者の皆様方の町民のふだん接している方、後援者の方々、この11人のメンバーの応援していただいている有権者の数というものは相当数なものであります。そういった相当数の町民の声を大事にしなければならぬという結果であります。そういう部分で、削減の部分についてご理解を願

いたいと思います。

それから、もう一つ、議員定数について、唐突に今議会にという質問もございました。何回かに分けて、私たち議員で構成して議員協議会をやってまいりました。11月30日、議員協議会において、議員定数については、議員個々の判断にゆだねることとし、議会として議員定数問題について協議しないことを確認したというふうに決まったわけであり、その上で、議員協議会で決まったことを私は忠実に守り、今回の本議会での議員削減というものに対して、賛同者を得て今回提出をしたということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 他に質疑ございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し……。

（「異議あり、討論あり」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議あり。

討論がございますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今の質疑を聞いておまして、提出者の思い、それから、それに疑問を抱く発言者の思いもよくわかったつもりであります。その上で、私は、この定数の削減という、この発議案には反対の立場で討論をいたします。

まず第1に、財政の問題が出ております。経費削減ですね。それならば、なぜ一人頭を切って、定数をいじらないということを考えなかったのか。定数の削減というものは、今の議論にも出ていたように、いろいろな副作用を伴うということをおっしゃっております。経費を考えるのであるならば、議員一人一人の歳費を削るということを第一に考えるべきであろうと、そのように思います。

それから、確かに町民の中にも、定数の削減がいいんじゃないかという声もあるようです。ただ、残念ながら私の周りでは、余りそれを強く言う人はいません。一部には少数精鋭というようなことを言う人もいます。ただ、削減をすれば少数になることは保証されています。精鋭になることは保証されておられません。また、私自身は、精鋭になることが果たしていいことなのかどうかという気すらいたします。精鋭というのは優秀な人間の集まりだと思えます。でも、優秀な人も優秀でない人も、いろんな人がいろんな意見を持って参集し、議論し、町政を決めていくのが、これが代表制民主主義の基本で

す。一定の、ある要素の人たちだけが集まることがいいというものではないと、そのように思っています。

それで、民主主義の根幹の話をちょっといたしますが、民主主義というのは、いろんな人のいろんな意見を束ねて方向を決めていくためのシステムです。代表制民主主義というのは、そのいろいろな意見を持った人たちの代表が集まって議会を構成し、そして、そこで町政の方向を決めていくというシステムです。これには、やはりある程度以上の人間が必要です。そうでなければ、少数意見をくみ上げることがなかなかできない。今の議論の中でも、私の支持者とあなたの支持者は全く違うでしょうと。だから、あなたの支持者のような人たちの中にまで入っていくことはいかかなものだろうかという意見がありました。おっしゃるとおりなんです。すなわち、ある程度以上の人がいないと、そういういろいろな人たちの意見をくみ上げることが難しくなってくる。私はそのことに危惧を感じます。

かつて議席を減らそうといったときに、その提出者は、今は交通網が発達したからということを行いました。今回は、情報社会のいろんな機材がふえたということをもって理由としておるようです。それで、いろいろな話があるだろう、いろいろなものを持ってこいと、こっちで判断してやるということになってしまえば、それはしょせん親方民主主義というやつです。これは本来の民主主義ではありません。そのような意味で、まず、私は、定数を減らすということをもって今日の問題を解決しようとする姿勢そのものに疑問を感じております。

それと、もう一つ、違った面から申し上げる。

例えば今、100票とれば当選するということがあったとする。そうすると、これは、今度の選挙で100票とれば、おれは当選できるという言い方は、選ばれる人間の考え方です。選ぶ人間の立場から考えてみましょう。100票で当選するということは、ひっくり返して言えば、100人同じ志を持った同士が集まれば、1人議場に自分たちの代表を送り込んで、自分たちの意見を町政に反映させる機会を持つことができるということです。選ばれる人間が、何ゆえにそのハードルを高くする必要があるのか。私は、その点でも、すぐ定数をいじると、定数を削減することによって問題を解決しようとするということについての危惧感を強く持つものであります。

そういうもろもろを考えまして、私は、発議案第2号には反対するものであります。

●議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、大野議員。

●大野議員 私は、この発議案第2号 厚岸町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての賛成の立場から意見を言うものであります。

意見は、提出者であります竹田議員と重複することが多々あるんですけども、やはり、第一に町財政、財政面です。議員3人を削減すると、約900万円から1,000万円近いの一年間の財源がほかに多分使われる、同じ歳入があるとすれば、その1,000万円近いお金が町民のサービスや福祉や、ちょっと用途はばらばらだとは思いますが、何かに使われて、その効果があらわれるであろうと思うものであります。

また、5年、10年先を見たとき、やはり、厚岸町の人口が、多分ふえることはないであろう、減っても。これが多分、1万人を切り、9,000人になり、そのときに果たして議員定数をそのまま、16のままでいいのかとか、余り、今までは毎回、毎回任意減できていると思うんですけど、やはり、多分、この毎回減をしているというのに危惧する議員たくさんおられると思います。僕もここで提出者の賛同をしましたがけれども、3をもって、しばらくの間はこの定数削減をしないという思いで今回賛同しております。

そういう面からも、また、管内的にもやはり、町民は近隣町村の議員定数を気にしております。先日、標茶でも住民から上がって、16から14にしたという例もございます。厚岸町はどうなのと言われる場合も多々あります。そこでやはり、これ、世の中の風潮ではないですけど、それが果たして正しいかどうかは別として、やはり、減をもって、これ以上いじらない覚悟で、それから、先ほど13番議員が言われてましたけれども、報酬を動かして歳出を抑えるというのも手だてじゃないかと言ってましたけれども、まず第一段階これをしておいて、それからそういう問題に取りかかるべきではないか。そういう思いから、この発議案第2号に賛成の立場であります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 私は、発議案第2号について、厚岸町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

この期に及んで、何を申し上げても及ばないものかと思いますが、しかし、まず一つは、広く町民にも議員定数を考える時間を与えてほしかった。公に町民の皆さんがわかる、今、議会でこうして議論しているんですねと、そういうわかる時間を与えてほしかった。今日ここで、先ほどもあったように、いきなり出てきて決めましたということになるわけですね。厚岸町が議員定数について議論しているという、広く町民にその議論を知らしめるためには、新聞にも報道されてないし、議会でも、今まで議論したことというか、今定数に対してはないわけでありまして、今、今日ここで議論して、今日決めます。それでは余りにもちょっと、町民を無視しているような気がいたします。

特定の議員、個々のそれは支持者には相談したとしても、これは、私ども議員は、現職は、先ほどから議論があるとおり、広く町民に公平に扱っていかねばならないという大事な使命を背中にしょって、この議会に及んでいるということを忘れてたのではないのかと、そのように私は思うのです。開かれた議会といいながら、このように急に決めようとして、決めましたということになるわけでありましたが、もっともっと、町民も巻き込んでというか、そういう町民に広く議論していただける時間が欲しかった。それは当たり前だというふうに私は思うのでありますが、このような急な話には、町民に対してどう説明したらいいのか。やることやったねと言われるのか、私は非常に、町民に説明は難しいというか、そのように思うところでございます。

二つ目に、議員として、この場にいる者として決断しなければならない、今、その時間に及んでおりますが、私は、過去6回の選挙で、最初に立候補させていただいたとき

は26から24に定数削減になって、初めてこの議会に議席を置かせていただきましたが、過去4回の定数削減の機会に遭遇しております。その都度、今、議論されたことが、多くの町民を巻き込んでというか、町民の皆さんからも、議会の中からも賛否の多くの意見を言われて、今日までそのことが頭の隅にあるわけですが、最大の議員の職責というのは、先ほども話されておりましたとおり、いろんな各層、各界、いろんな身分、立場、職業、その方々が、この地域に住んでる者の代表として、広く自分の議会、地方自治に意見を申し上げるといのが、これが最大の原点だと思うんです。私は今でもそう思っています。そういう意味では、議員みずからがこの町の首を絞めていくというふうに、私はそのように思えてならないのであります。

この24年間の中で、定数が26から13に半減するわけです。それだけ世の中の変化があるかもしれませんが、確かに厚岸町は人口1万1,000を割ってきておりますが、国はやはり、地方のそういった声を大事にする意味では、上限は22と厚岸町の場合は決めておりますが、22がいいのか悪いのかは別としても、やはり、町民の声を多くこの議会の場で議論する、闘わせる、そして、あすの厚岸町の発展のためにという思いで皆さんはこの議会に及んでいると思っておりますが、それは次期改選されたにしても、選挙戦に臨む皆さんは変わりはないと思っておりますが、むしろその数が多いほど、先ほど言われているとおり効果を生むというふうに思います。

私は、そういう意味からして、この13にするという定数削減は、非常に、自分自身も、町民も心痛くするのではないかと感じます。冒頭申し上げたとおり、町民の皆さんも、町民の皆さんにかかわるこの議員定数の議論の時間を少しいただければなというふうに考えていましたが、もはやこれまでのようでございますが、結果としては、それは非常に残念につながっていくものと思います。

以上で私の反対討論といたします。

●議長（南谷議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、堀議員。

●堀議員 私は、発議案2号 厚岸町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせてもらうわけであります。

まず冒頭、先ほど来、討論の中でも民主主義とは何かというものがありません。私は、民主主義というものは、議会制度と、そして多数決だというふうに思っております。その多数決というものは、ひとえに申しましていろいろとありますけれども、私たちが選ばれるのも、多数の中から選ばれるわけであります。一人一人の意見というものがいろいろとあります。例えば今回の定数の問題にいたしましても、減らせばいいという多数の意見と、そうじゃない、今のままでもいいという少数の意見とが、それぞれ皆さん方にもあったと思います。その上で、私たちが判断したのは、どこが多数なのか、それを判断したからこそ、これだけの賛同者が集ったものだと私は思っております。

議員の定数削減は、今や全国的な流れであります。毎朝の新聞で、どここの町で定数の削減になったという、その記事を見ない日はないわけであります。それだけ全国民の思いというものがそこに向いているというものを私たちは理解しなければなりません。

それは、すなわち厚岸町民の声がそこにもあるというものを、私たちはそこに思いをはせなければならないと思います。

定数を削減するというのは、私たちにとっても大変重い決断です。来年4月1日以降の厚岸町議会議員の一般選挙、ここで立起を予定する人方にとっては、今まで以上の町民の付託というものを得なければならない、そういう重い責任を負うわけでありましてけれども、逆に言いますと、今まで以上の町民からの信頼を得るということにはほかなりません。

よって、私は、本発議案に賛成するものであります。

皆様方、何とぞご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（南谷議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり可決すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第7、意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。（朗読 省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。

11番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程いただきました意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書でございます。

内容は、ただいま職員が朗読したことに尽きるわけでございますけれども、私が言うまでもなく、皆さんご承知のとおり、森林は、地球温暖化の防止、国土の保全と水源の涵養はもとより、生物の多様性の保全など多大な多様な効果をもたらしております。しかし、民間においては森林所有者の負担がとて増大しておりまして、施業をするにしても何するにしてもお金にならない。下手すると手出しをしなきゃ管理できないという状況に陥っております。そうした中、やはり、山に意欲を持たなくなって放棄するとい

うか、手入りが全くされない状況が道内でも続いております。そういったことを克服するために、この5点の要望を、読み上げませんが強く要望して、国にその措置を求めるものであります。

議員各位のご賛同をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（「質疑でないんですけど」の声あり）

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 参考送付先なんですけど、地球温暖化防止が、あるいは森林吸収源対策というようなことが言われております。それで、今回、送付先に文科大臣を入れたのであれば、環境大臣も入れるべきではないのかなというふうに私は思うんですが、皆さんどういうふうにお考えか、お伺いします。

●議長（南谷議員） ただいま10番、谷口議員から、送付先につきまして、環境大臣もというご意見がありました。

いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） それでは、送付先に環境大臣も追加をするということで決定をさせていただきます。

他に質疑ございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（南谷議員） 日程第8、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、会議規則第77条の規定により、厚生文教常任委員会が所管事務について調査した結果の報告書が委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、各委員会閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成22年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時06分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年9月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員